

瀬戸市告示第146号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、瀬戸市会計規則第7条の3第2項の規定により告示する。

令和3年12月1日

瀬戸市長 伊藤保徳

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 株式会社メルカリ

東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

(2) 株式会社メルペイ

東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

2 指定代理者に納付させる歳入

物品売払代金